

IV章. 維持管理・改善計画書の作成



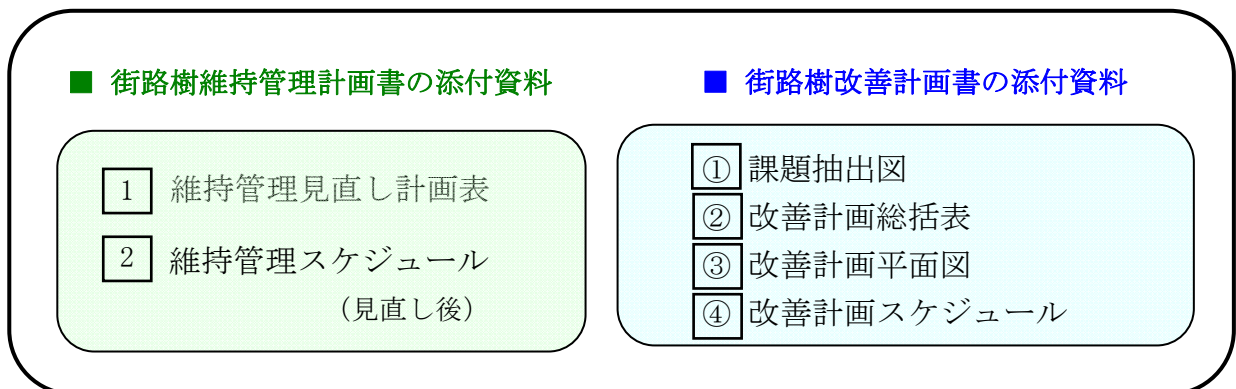
IV章. 維持管理・改善計画書の作成

維持管理・改善計画書の作成は、「II章－2. 街路樹管理の考え方」（20～31 頁参照）「III章. 美しく安全な街路樹のつくり方」に基づいて、現況課題の把握と対処の仕方を検討し、今後の美しく安全な街路樹と地域景観の効果的な育成を目指すため、それぞれ計画書を作成します。

作成に当たっては、「街路樹管理チェックリスト」により現在管理の作業内容を再点検することが必要です。

各計画で作成する検討書や図面は、下記枠に示す通りで、それぞれの計画書の添付資料となります。 →末尾添付資料参照

各計画の策定で作成する検討書や図面



■ 「街路樹維持管理計画書」

現在管理している全ての路線を対象として作成することを基本とします。街路樹の維持管理業務は、単年度（1年間）契約で造園業者に委託発注されるのが普通です。このため毎年度同じ作業の繰り返しになりがちで、あまり必要のない管理作業が常態化されたり、逆に真に必要な作業がなおざりにされたり、作業が適切な時期に行われなかったりなど、管理の弊害が指摘されています。

このため、現在の管理内容の無駄を省き、剪定等の作業時期の適正化や真に必要な作業を適期に行うという原点に立ち返った街路樹管理を行うため、現在の作業内容の効果的な見直しを行い「街路樹維持管理計画書」を作成します。

■ 「街路樹改善計画書」

「街路樹管理チェックリスト」の調査結果により、根上がりや過剰な幹の肥大化など通常の維持管理では対応できない課題が多く、交通量の多い主要観光道路や景観要素の高い地域特性があるなど、総合的に検討して改善計画が必要と評価された路線について、「街路樹改善計画書」を作成します。

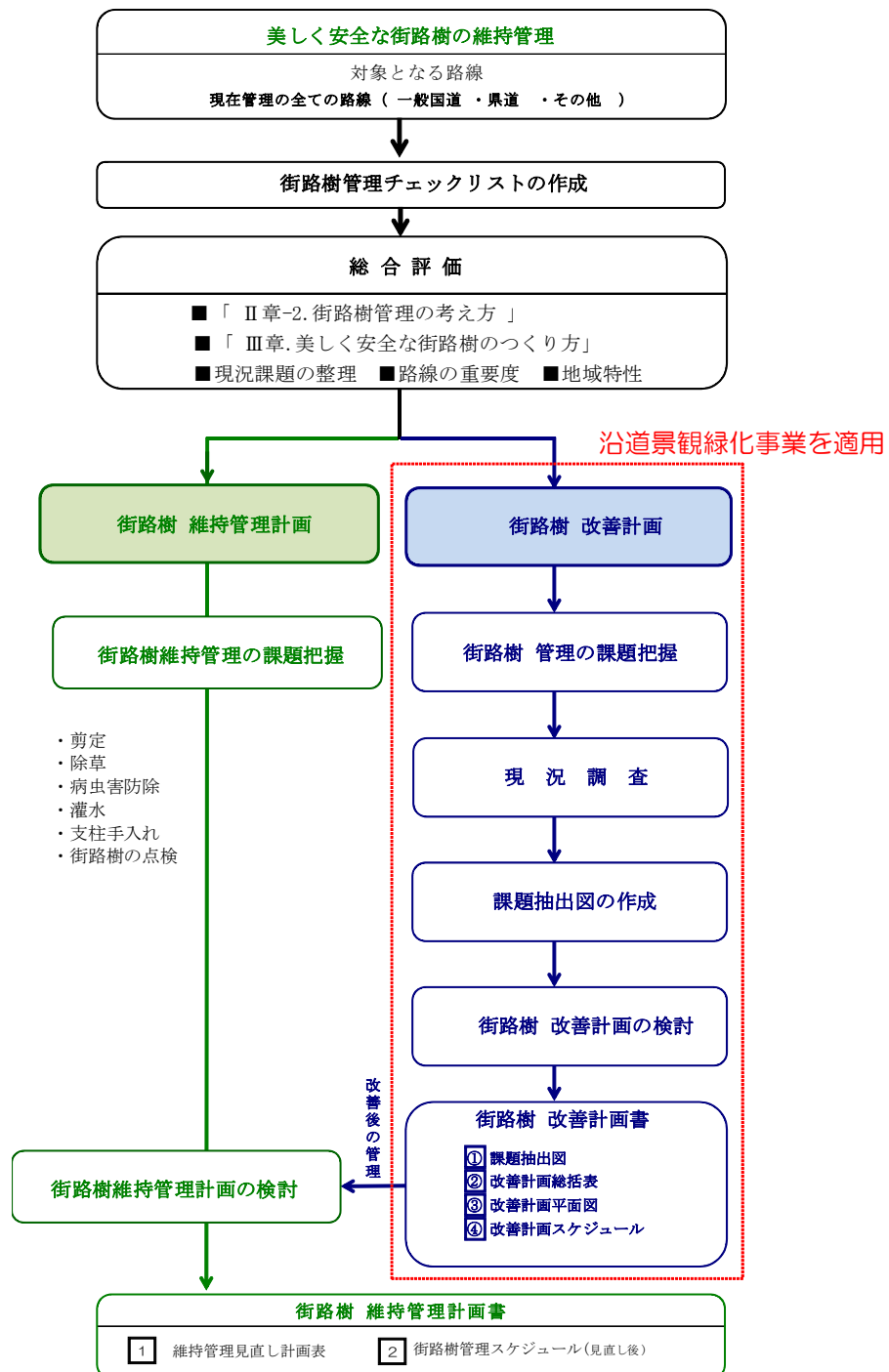
IV-1. 維持管理・改善の作業フロー

維持管理・改善の実施においては、まず街路樹管理チェックリストにより抽出した課題を整理し街路樹が現状においてどのような課題を有しているかを把握することが第一です。

■街路樹維持管理計画と街路樹改善計画の流れ

各計画の実施に当たっては、概ね次のような作業フローに基づいて行います。

維持管理計画と改善計画を行う路線の区分判断は、「II章-2. 街路樹管理の考え方」「III章. 美しく安全な街路樹の作り方」に基づいて、現況課題の内容整理、路線の重要度、地域の特性などの視点で検討し、管理作業内容について総合評価を行い判断します。



IV-2. 街路樹管理チェックリストの作成

街路樹管理チェックリストの作成は、現在委託発注されている単年度維持管理の実施内容について、現状の街路樹の状態を再確認し、無駄となっている作業を省き、真に必要な作業を適期に行うという原点に立ち返った街路樹管理を行うため、管理作業の再点検を実施するものです。

(1) 現状調査

現状調査は、通常街路樹維持管理を見直し計画書を策定するため、街路樹管理チェックリストから現状の課題を把握し内容を整理します。街路樹管理チェックリストは、現状の街路樹がどのような課題を有しているかを把握するための基礎資料となるものです。さらにこの調査で抽出された課題を平常の維持管理で対応できる作業事項か否か見極めて、維持管理計画と改善計画を行う路線の判断資料とします。

1) 街路樹管理チェックリストによる調査

現在委託発注している単年度維持管理の実施内容及び現状の街路樹について、樹形・樹勢などの健全度や交通安全に関する状況を踏査による外観目視により点検します。調査項目は次頁資料の18項目ですが、これ以外にも異常を感じた事項があればその原因が特定出来ない場合でも記録し、専門家に相談して判断するものとします。

2) 調査項目の視点

樹木一本ごとの全体的な姿や周辺の樹木との関係などを十分に把握し、とくに高木は木槌による打診も行い空洞の有無などを点検します。

点検項目の主な視点は次のとおりです。

- ア 無駄となっている作業がないかという視点
- イ 真に必要な管理作業を適期に行うという視点
- ウ その樹木本来の美しい樹形や特性に対する視点
- エ 樹勢や健全度に関わる視点
- オ 交通の安全確保に関わる視点

3) 調査する時期

年間の巡回パトロールの中で1回行う事が望ましいです。最も効果的な時期は初夏で、葉が出揃い枯枝を見つけ易いことや台風シーズン前で落枝などの事故防止につながる理由によります。

■街路樹管理チェックリスト（様式）

路線名	国道〇〇号		点検日	平成 年 月 日
植樹帯巾	<input type="checkbox"/> 1.0m	<input type="checkbox"/> 1.5m	道路台帳番	号
主要樹種名	高木：	低木：		
形状寸法	幹回り	m ~ m	点検者	
点検項目			評価	備考
1.低木の花木の花は咲くか	・花が咲き揃うか			○咲く・×咲かない・－対象なし
	・剪定時期は適切か。			○適切・×不適・－対象なし
	・病虫害による影響は無いか。			○ある・－なし・－対象なし
2.低木の剪定高は視距に問題なく管理されているか。				○適切・×不適
3.雑草が繁茂して見苦しい所はないか。				○ある・－なし
4.信号や標識の妨げになっている樹はないか。				○ある・－なし
5.建築限界の範囲に枝は伸びてないか。				○ある・－なし
6.害虫が樹木に発生していないのに薬剤散布が行われていないか。				○ある・－なし
7.薬剤散布の時期は適切か。（対象となる害虫に効果的な時期の駆除か）				○適切・×不適
8.剪定する木と、してはならない木を区別しているか。				○している・×していない
9.前回の剪定の回復状態はどうか。				○良好・×不良・－対象なし
10.切り株が放置されていないか。				○ある・－なし
11.不必要になった支柱が放置されていないか。				○ある・－なし
12.支柱などが幹に食い込んでいないか。				○ある・－なし
⑬.樹木の枯れている所はないか。				○ある・－なし
⑭.枝抜剪定の必要な樹はないか。				○ある・－なし
⑮.樹形の損なわれている樹はないか。				○ある・－なし
⑯.歩道に根上りしている箇所はないか（アスファルトの亀裂や隆起）				○ある・－なし
⑰.樹幹や根際が肥大して植樹や植樹帯の縁石を押し出していないか。				○ある・－なし
⑱.きのこの発生や空洞などはないか。				○ある・－なし
点検結果による再調査の必要性（必要対象木は樹木番号を記入する）				
必要（ ） ・ 不要				
炷				
※特記事項				
・⑬～⑱は改善が見込まれる作業事項を示します。				
・街路樹管理チェックリストは、道路台帳の番号毎に作成します。				

IV-3. 総合評価

総合評価は、街路樹管理チェックリストによる調査結果に基づき、調査路線毎に維持管理計画で良いか改善計画が必要なかの判断を行うための検討作業です。

評価の作業は、まず街路樹管理チェックリストで抽出された現況課題の整理を行い、通常の維持管理で対応できる作業事項か否かを見極めることが基本となります。

評価に当たっては、「II章-2. 街路樹管理の考え方」を理解した上で、「街路樹管理チェックリスト」により現在管理の作業内容を再点検することが必要です。

街路樹管理チェックリストの調査結果の他に、路線の重要度や地域特性も判断資料とすることが重要です。

通常管理の維持作業事項で対応できると評価された路線については、現在の作業内容の無駄や効率化の視点で見直しを行い「街路樹維持管理計画書」を作成します。

通常管理の作業では対応できない課題のある場合の他、路線の重要度や地域特性の要素が大きいと判断され改善が適当と評価された路線については、「街路樹改善計画書」を作成します。ただし、現時点で街路樹改善計画の実施に当たっては、事業実施の可能な「沿道景観緑化事業」について都市計画課と道路保全課で認定を受けたところを優先とします。

IV-4. 街路樹維持管理計画書の作成

対象となる道路について以下の手順で実施します。

計画においては、現状の維持管理作業において

「どの程度」 = 必要性・コスト性

「いつするのか」 = どの時期に、を念頭においた検討を行います。

街路樹維持管理計画書の作成は、まず現況の単年度維持管理における課題を踏まえ「II章-2. 街路樹管理の考え方」「III章. 美しく安全な街路樹の作り方」に基づいて、街路樹の生育や植栽柵、歩道舗装等に支障がないかについて検討する必要があります。

(1) 街路樹管理チェックリスト結果の整理

現状維持管理の課題を把握するため、街路樹管理チェックリスト結果について課題を整理した上で、その原因などを見つけ出す必要があります。

(2) 街路樹維持管理計画・スケジュールの見直し

街路樹管理チェックリスト結果の整理により、次の2つの資料を作成します。

- ① 見直し計画表の作成
- ② 維持管理スケジュールの作成

■ 街路樹維持管理計画書

- 1 維持管理見直し計画表
- 2 維持管理スケジュール（見直し後）

→末尾添付資料参照

(1) 街路樹管理チェックリスト結果の整理

街路樹管理チェックリストの結果が出揃ったら、まず通常維持管理作業に関わる点検項目1～12について集計し、路線内の「どこに」「どのような」課題があるのかを把握します。点検項目⑬～⑱は、改善が見込まれる事項ですが改善計画書を作成する路線でない場合は、通常管理で対応することになるため、上記と同様の把握をしておくことが必要です。さらに、その課題を次の通常の維持管理作業のどれに該当しているかを仕分けします。

- ・ 剪定
- ・ 除草
- ・ 病虫害防除
- ・ 灌水
- ・ 支柱手入れ
- ・ 街路樹点検
- ・ その他（特別な対応が必要な事項など）

(2) 街路樹維持管理計画・スケジュールの見直し

街路樹管理チェックリスト結果の整理により、抽出された街路樹の課題を踏え見直すべき管理作業を整理し、剪定等の作業時期や無駄な作業の排除に向け、効果的な維持管理計画書を策定します。

この検討に当たっては、管理目標樹形の考え方を検討に加えるとより効果的です。 →36頁 管理目標樹形のあり方 参照

① 見直し計画表の作成

通常の見直し管理作業項目（剪定・除草・病虫害防除・灌水・支柱手入れ・街路樹点検・その他）について、現状の管理からどこをどのように見直すかを次の3つの事項について表に整理します。

（管理担当者の移動引継時に計画主旨・内容が伝わるのが重要です。）

- ・現状の街路樹管理状況
- ・街路樹管理チェックリスト結果の整理による課題の抽出
- ・見直し後の街路樹維持管理計画

→末尾添付資料参照 **1** 管理資料1：維持管理見直し計画表

② 維持管理スケジュール見直し表の作成

見直し計画表に基づいて、維持管理コストの平準化を見越した効果的な作業工程（複数年度管理サイクル）を検討し計画を策定します。特に、花木類の剪定時期や高木の基本剪定（整枝剪定）等は留意が必要な事項です。

根上がりや基本剪定（整枝剪定）などが含まれ、対処判断が不明確な場合のスケジュールは、景観公園室又は道路保全課に相談して下さい。

→末尾添付資料参照 **2** 管理資料2：維持管理スケジュール（見直し後）

IV-5. 街路樹改善計画書の作成

「街路樹管理チェックリスト」により、通常の維持管理では対応できない課題が多くある場合で、路線の重要度や地域特性などを加えて検討し、総合的に改善が必要と評価され事業課の認定を受けた路線について以下の計画を実施します。

(1) 街路樹管理の課題把握

街路樹管理チェックリストの結果について、「II章-2. 街路樹管理の考え方」(20~31頁参照)に沿って課題を整理します。基本的には、まず街路樹維持管理計画書における街路樹管理チェックリストの検討と同じ把握を行います。

改善計画の検討では、道路利用者である車の運転者と歩道利用者である歩行者の目に写る景色のようすが、対象の路線内でどのような特性であるのかなど地域によって重要な要素となっている場合、現況調査をして把握することが必要です。

(2) 現況調査 →91頁 現況調査の実施 参照

改善対象の路線区間において、道路内及び周辺環境等を把握するため、道路を取り巻く次の3つの観点について詳細な調査を行います。①は、基本的に実施します。また、現在把握している情報で不足している場合には、②③についても必要に応じて作成します。

① 通常管理で対応できない課題

(例)・街路樹管理チェックリストにより確認された事項などで、通常管理では対応できない作業となる課題はないかを判断する。

(根上がりや倒木に繋がる腐朽木(キノコ)など交通安全の確保への支障はないか 等)

② 緑化機能の再確認

(例)・路線に期待される緑化機能が効果的に機能しているか。

- ・緑化機能に応じた緑量が適正か。
- ・視距の必要な箇所には樹高の問題はないか。

③ 沿道の土地利用・景観の再確認

(例)・地域の景観(遠望となる背景や土地利用等)に配慮した街路樹づくりができているか。

- ・街路樹(高木・中木・低木)の樹形は、美しさという観点で評価できるか。

(3) 課題抽出図の作成

調査結果に基づき解析評価を行い課題を抽出し課題抽出図を作成します。課題抽出図は、路線図に現況課題の位置や内容が判る資料(調査写真や景観の調査写真)を示して作成します。

① 課題抽出図の作成

(4) 街路樹改善計画の検討 →95頁 街路樹改善計画検討の実施 参照

課題抽出図を用いて、次の3つの作成資料の検討を行います。

街路樹改善計画の検討により決定した各々の対策について、改善計画総括表を作成します。また、路線図等を用いて平面図としてまとめ、さらに、数年に渡る場合は、改善計画スケジュール(工種・事業費等)を作成します。

- ② 改善計画総括表の作成
- ③ 改善計画平面図の作成
- ④ 改善計画スケジュールの作成

街路樹改善計画書の検討は、次の①～④を基本作業とします。⑤については、必要に応じて作成します。

- ① 課題に対する改善対策の検討
 - ・根上がり対策
 - ・肥大化抑制対策(枝抜き率)
 - ・視距の改善対策
 - ・樹形再生の対策
 - ・日陰制限の対策
 - ・架空線制約の対策
 - ・植栽基盤土壌の改善対策
 - ・その他
- ② 改善区間の設定 →96頁・末尾添付資料2. 全体位置図参照
改善を必要とする区間を設定します。
- ③ 管理コストの検討
 - ・改善コスト : 改善案の比較検討により設定した工法のコストを把握します。
 - ・維持管理コスト: 改善した場合の将来に渡る維持管理コストと現コストとを把握・勘案し、改良の是非を判断します。
- ④ 管理目標樹形の設定 →36・97頁参照
街路樹には、架空線の上空制約、耕作地への日陰制限、歩道幅員、建築限界等、様々な制約があるため、その制約条件に応じた樹高・樹冠・剪定の仕方について設定します。
- ⑤ 景観シミュレーションによる評価
改善の対象となる街路樹において、樹間・樹高・枝張など完成後の樹形が周辺景観と調和しているか、計画意図を正確に確認するため必要に応じて作成します。管理の要点を明確に伝える資料となります。

→44・59頁参照

■街路樹改善計画書

- ① 課題抽出図
- ② 改善計画総括表
- ③ 改善計画平面図
- ④ 改善計画スケジュール

→末尾添付資料参照

IV-6. 街路樹改善計画書の諸検討

(1) 現況調査の実施

街路樹管理チェックリストにより抽出された課題が、通常では対応できない作業事項と判断された場合には、その課題の内容ごとに「どこの区間に」「どれだけ分布」しているかなどについて把握することが必要です。そのためには、街路樹管理チェックリストの把握だけでは資料不足であるため、さらに詳細な現状調査を行います。

また、路線の通過する地域が景観特性に優れた所である場合には、道路利用者である車の運転者と歩道利用者である歩行者の目に写る景色のようすについて、路線内でどのような特性であるのかも調査して把握することが重要です。

主要な調査項目は次に示す内容を基本とし、計画での評価資料とします。この他にも特記すべき事項がある場合には、チェックして検討資料とします。

調査対象要素には、道路内環境や周辺環境などに関する次の3つがあります。

- ① 通常管理で対応できない課題の把握
- ② 緑化機能の再確認
- ③ 沿道の土地利用・景観の再確認

① 通常管理で対応できない課題の把握

簡易調査(街路樹管理チェックリスト)により確認された事項などで、通常管理では対応できない作業が「どこの区間に」「どれだけ分布」しているかを把握します。

【調査の視点】

- ・根上がりや倒木に繋がる腐朽木(キノコ)など交通安全への支障の状況。
- ・樹勢回復の見込みのない樹形や枯損木、撤去されたまま空地となり連続性に欠ける並木の状況 など



根上がり



根の浮き・縁石押し出し



根の肥大化とサクル破損



キノコ



撤去木の放置



枯損木の放置

② 緑化機能の再確認

道路沿線の樹木は、道路利用者へ安全で快適な環境を提供するため、I章6頁の6つの緑化機能を使い分けて目的とする要所に植栽されたものです。特に、交差点や支道からの出入り口など視距の確保が必要な個所は把握が重要です。

【調査の視点】

- ・ 視距の必要な箇所の樹高は適正か。
- ・ 期待される緑化機能が効果的に機能しているか。
- ・ 緑化機能に応じた緑量が適正か。など



緑陰形成機能



緑陰形成機能



交通安全機能(視距確保)



交通安全機能(遮光植栽)



景観向上機能(並木の連続性)



景観向上機能(並木の連続性)



修景・景観向上機能



修景・景観向上機能

③ 沿道の土地利用・景観の再確認

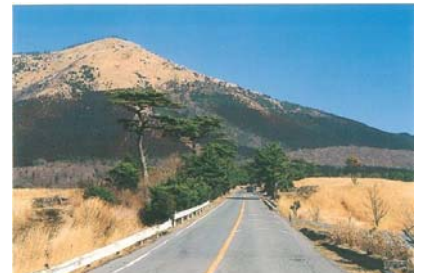
路線の通過する各地域の地形条件や土地利用条件等により見せ所となる景色がどこにあり、現在それがうまく取り込めているか遮っていないかなど景観チェックによる把握が重要です。

【調査の視点】

- ・地域の景観要素（遠望となる山や川・海など）に配慮した街路樹づくりができているか。
- ・街路樹(高木・中木・低木)の樹形は、美しさの観点で評価できるか。など

a. 遠望景観要素（背景を活かす視点）

この要素は道路構造上の要素ではなく、道路施設外側の背景となる景色の要因です。山や川など地域の風情を特徴づけるもので、これらを道路内景観に効果的に取り込む（隠さない・過剰な緑にしない）ことが重要です。



b. 道路内の景観要素（美しい樹木の視点）

道路内緑地の主構成要素である街路樹について、景観上美しい状態であるか現況把握を行います。

- ・統一美に欠けるもの（樹高・枝張り・下枝の高さ・幹の曲がり など）
- ・樹形が悪いもの（ぶつ切り・樹姿不良・枝の枯れ・枯損木 など）



枯損部の放置



先枯れや傾倒木



統一美に欠ける樹木

■調査する時期

現況調査の3つは、調査結果が時期的な変化で計画の検討に大きく変化を与えるものではないですが、特に景観特性において四季の変化による花や紅葉など地域特性の大きな要素となっているところでは留意が必要です。

- ①の視点について・・・キノコは、梅雨期と秋期によく観察することが出来ますが、街路樹管理チェックリストの点検時期の設定を基本とします。
- ②の視点について・・・街路樹管理チェックリストによる資料を補足するのが主体ですが、緑陰や新緑など緑量はその機能の主要素であるときは、春先から夏期のように観察が必要です。
- ③の視点について・・・aの遠望景観要素は、背景となる山が花木や紅葉など雄大な景観要素である場合は適期の観察が必要です。

(2) 街路樹改善計画検討の実施

改善計画の検討では、低木・中木・高木の理想とする街路樹の管理姿を設定しますが、計画による将来の維持管理トータルコストが現在と比較した場合より優れた計画でなければなりません。改善計画の諸検討においては、現況と比較した場合の整備コストの効果を念頭においた施工規模や内容の設定が必要です。

① 課題に対する改善対策検討の留意点

- ・ 根上がり対策・・・植栽基盤土壌の診断結果に基づき、必要があれば歩道側の
(75 頁参照) 地盤改良を行い、深層誘根などの効果的な改善を行います。
- ・ 肥大化抑制対策・・・根上がり対策において根の切除を行う場合は、樹木の水上
(28 頁参照) げや蒸散の生理バランスを均等化するため、地上部の枝抜きを同時に行い枝葉の量を減らします。枝抜き率は概ね 40～50%を目安に検討することとします。
- ・ 植栽基盤土壌の改善対策
(56 頁参照)
 - ・・・成育不適土壌条件と判断された場合には、その原因に応じて客土の入れ替えなど適切な対策工を行います。状況に応じた適切な改良範囲と工法の選定が重要です。
 - ・・・腐朽や枯損のため撤去された箇所への補植においては、撤去となった直接の原因を排除した後、歩道下の部分は上記の対応を行います。
- ・ 視距の改善対策
(55・63・64 頁参照)
 - ・・・中央分離帯や交差点及び支道の出入口で交通の安全を確保すべき箇所は、効果的な範囲を設定し緑地の除去や視距を確保した剪定又は防草に配慮した改善工を検討します。
- ・ 樹形再生の対策
(38 頁参照)
 - ・・・ぶつ切り木や損傷木で再生が可能だと判断された樹木は、対象区間の管理目標樹形に応じた育成管理計画を設定します。
- ・ 日陰制限の対策・・・対象となる区間の管理目標樹形に応じた育成管理計画を設定
(38・98 頁参照) します。
- ・ 架空線制約の対策
(24 頁参照)
 - ・・・美しい街路とするため、極力架空線を街路樹の中に取り込んだ樹形管理を検討します。
- ・ その他
(59 頁参照)
 - ・・・歩行者の少ない道路で植樹帯の縁石が両方とも路面より上がっている箇所では、歩道側の縁石を地先型に変更したり低木の減数を考慮したり効果的な改善を検討します。

② 改善区間の設定の留意点

現況調査の評価に基づき諸課題に対し改善を必要とする区間を設定します。
区間設定にあたっては、管理業者や改善内容の照合をし易くするため、なるべく管理対象区間の道路台帳番号に沿った表現をすることが重要です。

→末尾添付資料参照 (2. 全体位置図)

③ 維持管理コストの検討の留意点

改善計画による初期整備コストは、現況と比較した場合より高くなることが予測されますが、整備後のトータルコストの縮減までを見越した施工の規模や内容を設定する事が重要です。中・長期におけるコスト効果には次のことが期待されます。

1) 高木の整備コスト効果

- ・ 不要枝の減少に伴う風倒木リスクの軽減と健全度の確保によるリスク対応コストの軽減
- ・ 枝葉量の減少による落ち葉量や病害虫の減少による苦情対応や防除コストの軽減
- ・ 美しい街路の創出による来訪者の増加に伴う地域経済の活性化

2) 中低木の整備コスト効果

- ・ 視距の確保による交通事故リスク軽減や事故処理対応コストの軽減
- ・ 管理数量の減少による維持管理コストの軽減

④ 管理目標樹形の設定

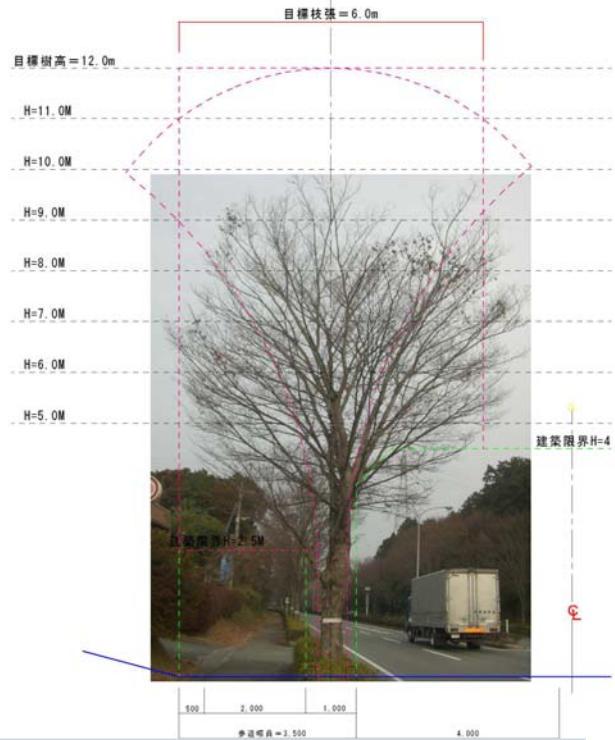
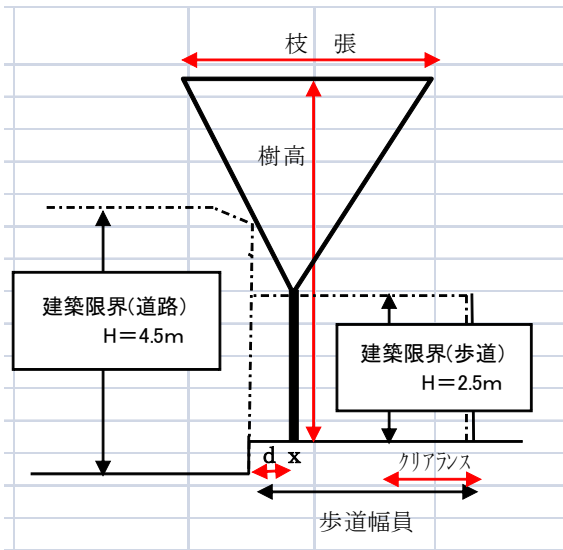
目標とする樹形は、各樹種ごとに持っているその木らしさを感じさせる自然樹形を基本とします。具体的な形態は、建築限界と現実の道路幅員や架空線の有無などで制限された空間に、最も美しくバランスよくおさまる樹形を現場で確認した樹形と比較して決めます。

管理目標樹形の設定では、理想とする姿の樹高と枝張りを計算するため、把握しておかなければならない数値があります。それは、現況の諸条件について計測が必要なものと規定の定数です。具体的には次の4つの数値を把握します。

- ・ 現況の歩道幅員(w) = 現況計測
- ・ 車道側から街路樹の幹の中心までの距離(dx) = 現況計測
- ・ 歩道幅員から歩道側への枝張りを差し引いたクリアランス空間(C) = 定数
- ・ 樹形タイプ別の樹高と枝張りの比率 = 定数

このデータを参考に葉張りと樹高を計算によって求めます。ただし、同じ路線内で歩道幅員や dx 値が違う場合は、それぞれの計算値を求め並木全体としての統一感を出すため、望ましいサイズの樹形を検討して目標値を設定します。

■管理目標樹形の設定事例－1



空間条件	(現 状)								
車道幅員	16.0m	歩道 幅員	3.50m	高圧線	なし	街路樹全体高さ	6~12m		
沿道状況	郊外地	クリアランス	0.00m	低圧線	路肩近接H=7m	街路樹全体枝張	6~7m		
植栽間隔	13.0m	車道から幹までの幅dx	0.50m	光ファイバー	なし	全体幹周	40~170cm		
目標枝張り	(歩道幅員	-	クリアランス	-	dx)	×	2	= 6.00m	
	(3.5	-	0.0	-	0.50)	×	2		
目標樹高・枝張比	0.5	←40 頁参照：樹形タイプによる樹高・葉張り比率					<クリアランス値>		
目標樹高	目標枝張り	/	樹高・枝張比			沿道土地利用分類	クリアランス(m)		
	6	/	0.5	=	12.00m	オープンスペース	0.0		
※目標樹高、樹高枝張比の設定、実際の剪定樹高や枝張りは、監督職員の承諾を得ること。							公共施設	0.0	
							ビル街	0.5	
							商店街	1.5	
							住宅街	0.5	
							その他(工場等)	0.0	

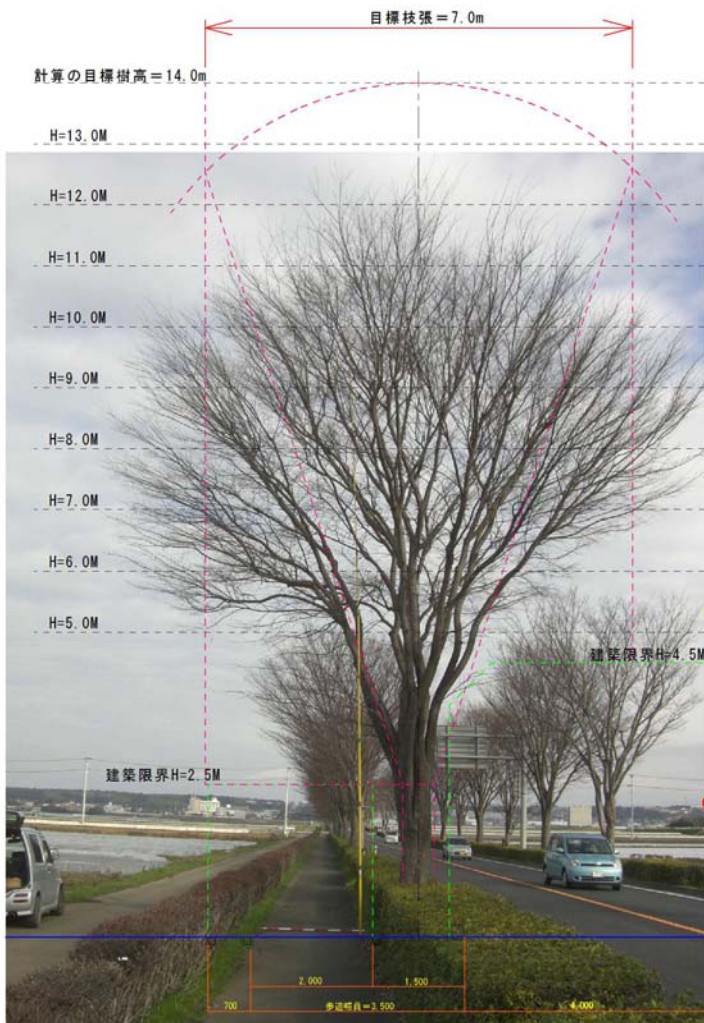
■管理目標樹形の設定事例－2

樹木名	ケヤキ	路線名	国道443号・熊本益城大津線		維持タイプ
管理目標樹形の設定値		樹高	11.0m	枝張	8.0m
設定区間	道路台帳番号	左側	1・2・3・4 / 熊本益城大津線-7		
		右側			
設定値・管理の方針	本区間は、平成17年設定の計画値で基本剪定が施工され維持タイプの管理区間である。当該区間は日陰制限区間であり現状と規定値を考慮し上記を設定する。樹高の切り下げは、3～5年を目安に現場の状況に応じて対応して行く。				

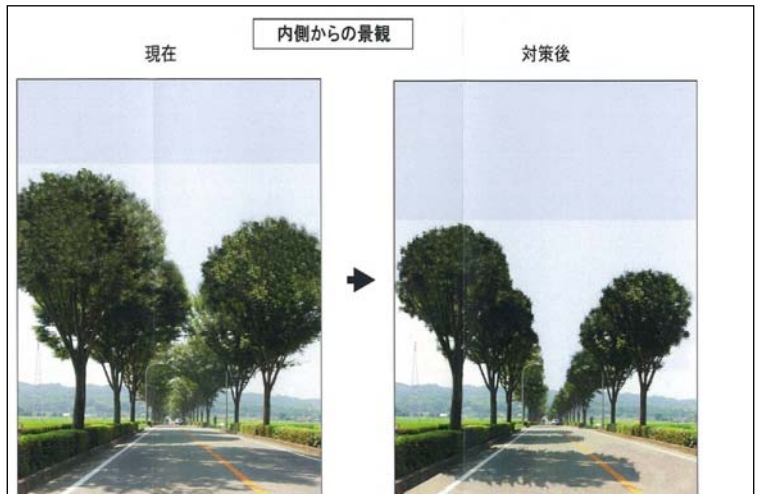
路線名	国道443号・熊本益城大津線	道路台帳番号	1・2・3・4 / 熊本益城大津線の7
-----	----------------	--------	---------------------

空間条件	(剪定前の現状)						
車道幅員	16.0m	歩道 幅員+緑地	4.00m	高圧線	なし	街路樹全体高さ	5～13m
沿道状況	郊外地	クリアランス	0.00m	低圧線	なし	街路樹全体枝張	8～9m
植栽間隔	13.0m	車道から幹までの幅dx	0.50m	光ファイバー	なし	全体幹周	70～190cm

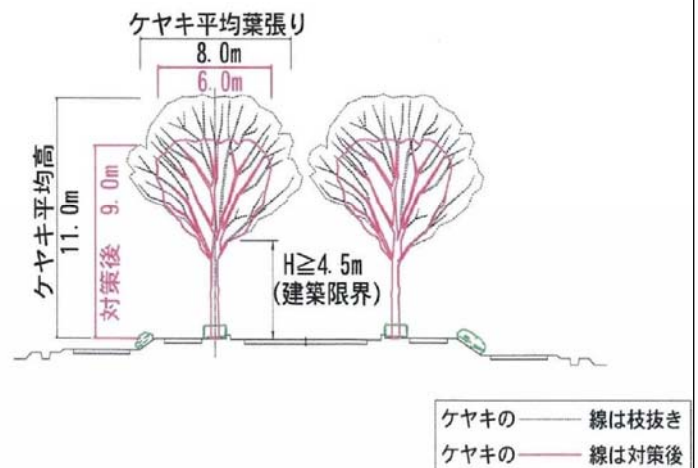
管理目標樹形の計算値	樹高	14.0m	枝張	7.0m
平成17年の設定値	樹高	10.0～11.0m	枝張	6.0～8.0m
	対策	剪定管理は、B型(添付図)とし2～3年に1回樹高切り下げを行うものとなっている。		



国道443号の例
管理目標樹形の計算値 (現況：標準木)



横断図



平成17年度 剪定検討報告書
樹高縮小剪定の規格設定値 (Bタイプ型)

IV-7. 樹形の作り直しの事例

(1) クスノキの樹冠の縮小

ア・樹種の特長

- ・高木常緑樹で分枝が多く球形状樹形となるため、枝張りが大きく美しい自然樹形で仕立てるには広い空間が必要な樹木です。
- ・広い空間が確保出来ない場合は、繰り返し剪定や切り詰め剪定が必要ですが、強剪定をしても萌芽力が強く、数年をかければ美しい樹形にすることが出来ます。
- ・早く樹形を回復させるためには、基本となる骨格枝を残して剪定します。

イ. 剪定の時期

- ・新芽が出る前の3～4月が適期です。

管理目標樹形の設定の例

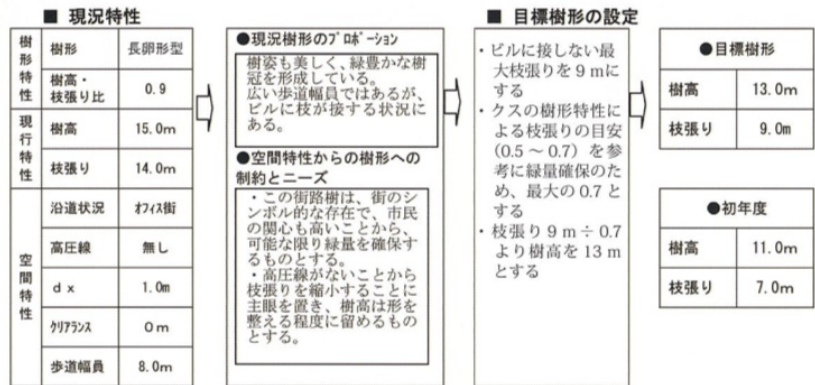
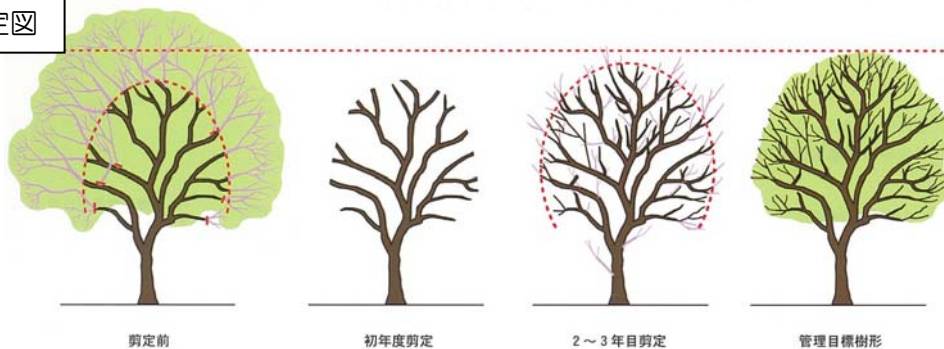


表 6-1 現況特性の整理とこれを踏まえた管理目標樹形設定の流れ *1.



経年変化想定図



2回目の剪定は、2～3年後に外側に向かって素直に伸びた枝を数本残して、不要枝の立ち枝や絡み枝を切除すると後はあまり手を入れなくてよい。